

## 使用済み自動車リサイクル・イニシアティブにおける取り組みについて

平成9年5月23日に通商産業省（当時）が策定した「使用済み自動車リサイクル・イニシアティブ」においては、解体事業者等及びシュレッダー事業者の役割について、以下のように指針を定めている。

### 1. 解体事業者等の役割

解体事業者等は次に掲げる事項の実施に努める。

シュレッダーダストへの鉛等の混入を防ぐため、製造事業者等からの情報提供を得つつ、下記の部品等を除去。

- ・バッテリー
- ・銅ラジエーター
- ・バッテリーケーブル端子
- ・鉛製ホイールバルンサ
- ・タンシート製燃料タンク
- ・廃油、廃液等

使用済み自動車のSRSエアバッグの処理を依頼された場合、車上作動もしくは除去、又は、適正な処理を行う者への処理委託。

フロン回収のためのシステム構築（主としてフロンの抜取、一時保管）。

解体等の作業に伴って排出される解体済み車体、廃棄物の適正処理（適正な事業者への処理委託と管理票の交付等）。

廃棄物処理法に基づく業許可の取得若しくは業許可が取得可能な水準での作業の実施。消防法その他の関係法令の遵守。

部材等の再利用への協力。

使用済み自動車の処理に関する情報の収集・提供。

（注）解体等に伴って発生する廃棄物等の処理を実施する事業者も、廃棄物処理法や消防法等の関係法令を遵守しなければならない。

### 2. シュレッダー事業者の役割

シュレッダー事業者は次に掲げる事項の実施に努める。

シュレッダーダストの埋立処分量の削減に向けた減容・固化設備、溶融・乾留設備等、シュレッダーダストの再処理設備の導入等の努力。

バッテリー等を除去しない解体事業者等に対して、バッテリー等の除去を要請。

シュレッダーダストの適正処理（適正な埋立処分事業者等への処理委託と管理票の交付等）。

廃棄物処理法に基づく業許可の取得若しくは業許可が取得可能な水準での作業の実施。消防法その他の関係法令の遵守。  
シュレッダーダストの分別処理等により得られたものの再利用。  
使用済み自動車の処理に関する情報の収集・提供。